

史跡整備（史跡津山城跡）工事と地下遺構＊

Historic site maintenance (historic site Tsuyama ruins of a castle) construction and underground monument

平岡 正宏

By Masahiro HIRAOKA

要旨：自治体における史跡内での整備工事と遺構の保護との関係については、その考え方に一定の評価は定まっていない。本稿では岡山県津山市所在の史跡津山城跡における一連の整備工事の事例をもとに、地下の遺構と整備工事との関係を考察する。

1. はじめに

築城以来 400 年迎える各地の城郭で、主に築城 400 年記念事業として石垣修理・建造物復元など、城郭の整備事業が進んでいる。また、国の歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）の成立により、城郭建築を中心とした重点区域を核にまちづくりを進める地域も増加することが予想される。

工事の原因はともあれ、城郭の内部で整備等に伴う工事を実施する場合、地面の掘削は避けて通れない。ところが無造作に地面の掘削を行うと、結果的に地下の遺構を破壊してしまうこととなり、文化財の保護という観点とは齟齬を来してしまう。

本稿では、これまで明確に論じられてこなかった城郭の整備工事と地下遺構との関係について、岡山県津山市所在の史跡津山城跡の整備工事を事例として報告し、今後の議論の素材とするものである。

2. 史跡津山城跡保存整備計画

津山城跡は昭和 38 年(1963)、国指定史跡となり、津山城跡を都市基盤整備の中で正しく位置づけ、有効に活用していくことを目的として、昭和 63 年(1988)に『史跡津山城跡保存整備基本計画』を策定し、史跡指定地と城郭縄張範囲、城下町の 3 つのゾーンを区分した上で、史跡指定地内の保存整備について一層の充実を図ると同時に、都市計画の中で広域的な周辺整備を目指すという方向性を示した。その後、この計画に沿う形で町並み調査や石垣修復、本丸の民家撤去、トイレ水洗化、無電柱

化などの各種事業が進められてきたが、諸般の状況の変化や研究の成果も踏まえ、史跡指定地内の調査や整備をより具体的に推進するための指針が求められるようになった。このため、当初の基本計画策定段階から歳月も経過していることもあり、改めて整備委員会を設置し、平成 10 年 3 月に『史跡津山城跡保存整備計画』を策定し、整備期間は、第 1 期整備計画として平成 10 年度から平成 29 年度までの 20 年間を対象とした。主な事業内容は、虎口通路整備、石垣修理、既存樹木整理、既設占有物撤去、建造物復元、展示説明などである。

3. 石垣解体修理

(1) 五番門南石垣解体修理

五番門南石垣は、上面で東西 20.8 m、南北 5.7 m の



写真 1 五番門南石垣解体修理前後（撮影：平岡正宏）

＊ keyword：史跡整備 津山城 遺構保存
＊ ＊津山市教育委員会文化財課 主査
(〒 708-0824 岡山県津山市沼 600-1 番地)

規模をもち、南面の大半と西面では二の丸に達する高石垣の最上部にあたるが、東端の区間と北面は本丸の地表から立ち上がる形となっている。本丸面からの高さは西端で約 3.6 m である。虎口通路に面する北面の中間部は雁木石段を形成し、上面には五番門に接続する土塀が廻っていた。工事は平成 12 ～ 13 年度に実施した。

石垣の原状は、各部の変形が増大し、石垣全体の転倒を伴っているため非常に危険な状態であった。雁木部分の南側にあたる高石垣頂部は既に崩落し、この部分から周囲の裏込土や円礫が流出しているため、とくに雨期に変形が加速することが懸念された。高石垣下には公衆便所もあるため、落下事故が発生すると被害を生じるおそれがあった。

高石垣上部に急傾斜で積まれた石垣で、元々不安定度が高いことに加え、雁木の喪失とともに北面石垣下部の地盤の沈下に変形に関与しているものとみられた。ちなみに、雁木まわりが失われた直接の原因は自然崩落ではなく、整形の切石が転用のため持ち去られたことや、廃城後の天守建物解体に伴って当該部分が廃材の搬出経路として用いられたことに関係するものと考えられている。

(a) 破損要因の分析

石垣が修復前の変形・破損状況に至ったメカニズムは、一次的原因として、雁木の喪失によるバランスの崩れ及び裏込栗石の流出、片面のみ高石垣上にあることによる沈下量の相違、地中構造物（埋没石垣）の存在による不等沈下があげられ、さらにそれらを原因とする二次的原因として、両面勾配の違いによる応力の偏り、裏込が全て栗石層であることによる変形度の高さ（奥行に対して高さが高い）なども原因とみられる。

(b) 修復方針

変形・破損状況の観察と上記のような原因分析に基づき、石垣の修復は部分解体修理によって行うこととした。また、修理の対象とする範囲は本丸地表レベル付近より上方とし、解体する石垣面においても原則的に根石は現状位置のまま残すこととした。しかしながら、石積の不等沈下については解消が必要であるため、以下の方針で



写真2 五番門南石垣解体修理前後（撮影：平岡正宏）

修復を実施した。

(c) 不等沈下への対応

石積全体が傾斜するとともに石目地にも開きが見られるのは、地盤の強弱や地中構造物（埋没石垣）の有無などの条件の違いに起因する不等沈下が原因であり、特に北面西側では東西角における天端高さの変位は 30cm ほどに達していた。また、この部分は基底部よりも天端が 20cm 程度オーバーハングしているような有様であった（写真2）。この部分の補正方法としては、根石のさらに



写真3 調整用新補石材（撮影：平岡正宏）

下に調整用の新補石材を挿入し、沈下した根石を本来の位置に持ち上げるとともに、新たな沈下への補強とした（写真3）。

五番門南石垣解体修理では、このように基本的には基底の石材を取り外すことなく、不等沈下を起こしている石材のみを持ち上げ、全体のバランスを整える方法を用いた。

この場合、地面の掘削は持ち上げる基底石 + α の範囲にとどめることができ、地下遺構の破壊はほぼ免れたと考える。

4. 備中櫓復元整備工事

備中櫓は本丸南西部に張り出すような形で作られた櫓である。

『森家先代実録』には「備中矢倉 池田備中守長幸入来之節出来」とあり、初代津山藩主森忠政の娘婿である鳥取藩主池田長幸に因んで建てられたという伝承を持つ。また、建築的には外観上は櫓でありながらも内部は御殿として使用されていたことが判明しており、津山城に存在する数多くの櫓の中でもユニークな内容を持つものとして、『史跡津山城跡保存整備計画』において復元

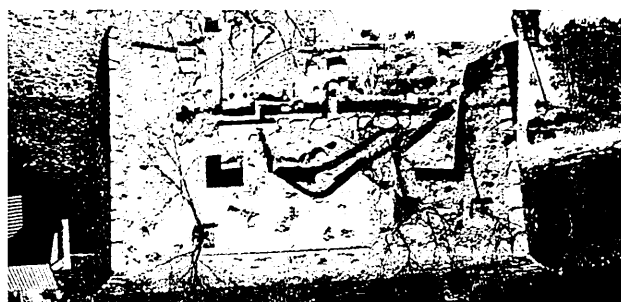


写真4 備中櫓発掘調査状況(ラジコンヘリによる空撮)

整備の対象となったものである。整備工事は平成13年～平成16年度までの4年間実施した。

整備に当たって問題となったのは、建物の基礎部分と遺構との関係である。櫓内部の発掘調査において、確実に遺構と認定されたものは、東西及び南側の櫓台石垣、北側の基礎石列、大小の便所跡、築城期のものと思われる埋没石垣だけであった。

礎石については、数点の石材が点在したが、形状からも位置関係からも確実視されるものはなく、後世の抜き取りも考慮に入れその痕跡を求めて精査したが、検出することはできなかった(写真4)。つまり、備中櫓内部の発掘調査においては、礎石が用いられていたという確証は得られなかったのである。

そのため、復元建造物の設計にあたっては、当初から礎石は用いられていなかったか、礎石は用いられていたが、後世何らかの理由で全て抜き取られた、という二つの選択肢から、後者を採用して、礎石を新たに設置し、その上で建造物を復元することとした。

その際、当初は図1のように礎石を据える際に内部の遺構面を一部掘削した上で礎石を設置するように予定していたが、この部分が史跡津山城跡整備委員会において、遺構の破壊ではないかと問題になった。

その時点で実は既に一部施工を開始していたのであるが、協議の結果図2のように設計を変更することにより地下遺構の保護を優先することとし、基礎工事及び本体工事を実施した。

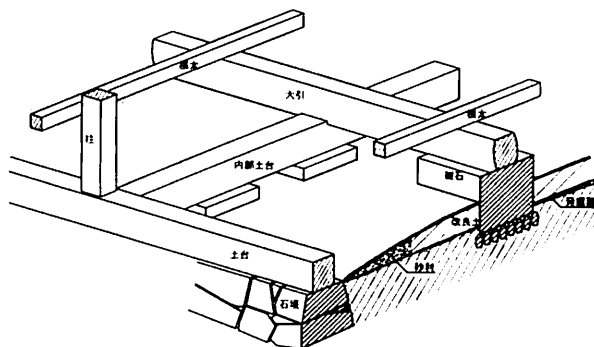


図1 当初施工予定図(参考文献 1)より引用)

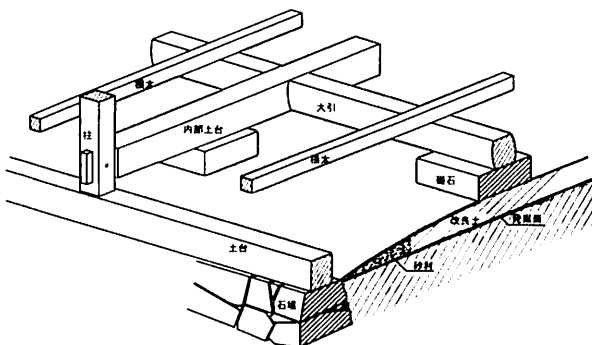


図2 実際の施工図(参考文献 1)より引用)

5. まとめ

以上、近年津山市で実施した整備工事に伴う事例を示した。

地方自治体には城郭を専門とする技師がほとんどいないため、石垣修復や建造物復元などの設計に当たっては専門的知識を有する業者に委託せざるを得ないのが実情であり、津山市もそうである。実際に設計を行う業者にしても文化財に精通しており、遺構の保護を蔑ろにしているわけではないことは十分に承知している。

しかしながら、実際に工事を実施するにあたり、遺構の掘削がどこまで認められるのか、どの程度まで本来の設計を変更して遺構を保護すべきなのか、明確な基準がないように思われる。

特に土木工学や建築の構造的な見地からは計算上必要な安全性を確保するためには地面を掘削して基礎を安定させることは必要なことであり、掘削を行わなかったがためにその上に復元した石垣なり建造物が不安定になっては本末転倒であることはいうまでもない。

史跡整備工事にあたっては、伝統的な工法を最大限尊重した設計・施工に留意する事が求められる上に、地面(遺構面)の掘削がどこまで認められるかの全国的な統一基準が求められる。

参考文献

1)『史跡津山城跡 保存整備事業報告書Ⅰ』津山市教育委員会 2007